

◎新型コロナウイルス感染症に係る主な支援策（4/19付 経産省支援策パンフレット対応）

【融資関連】

※前回との変更点は赤字で表示

経	融資名	概要	問い合わせ先	融資額上限	備考
1	P7 新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症により一時的な業況悪化を来し、売上が減少した事業者への融資。	日本政策金融公庫	・中小事業：6億円 ・国民事業：8,000万円	[要件] 最近1か月の売上高又は過去6ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高が前3年の同期と比較して5%以上減少等 ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利を引き下げ。 ・担保は不要
2	P8 商工中金による危機対応融資	商工中金が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。	商工組合中央金庫	6億円(利下げ限度額3億円)	
3	P9 新型コロナウイルス対策マル経融資	商工会議所等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。	日本政策金融公庫 商工会・商工会議所	既存枠とは別枠で 1,000万円	
4	P10 特別利子補給制度(実質無利子)	上記3つの借入を行った中小企業者等のうち、売上が急減した事業者などに対して、利子補給を実施し、実質無利子化。	中小企業金融・給付金相談窓口	【補給対象借入の上限】 ・日本公庫等：3億円に拡充(中小事業)6,000万円に拡充(国民事業) ・商工中金：3億円に拡充	・個人事業主：要件なし ・小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少 ・中小企業者(上記以外)：売上高▲20%減少
5	P11 セーフティネット貸付の要件緩和(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置)	通常のセーフティネット貸付の要件「売上高5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象にする。	日本政策金融公庫	・中小事業：7.2億円 ・国民事業：4,800万円	【セーフティネット貸付とは？】 社会的環境の変化等により、一時的に売上減少しているが、中期的には、業績回復が見込まれる中小企業者を支援する融資制度。
6	P17 セーフティネット保証4号(信用保証協会による保証枠の拡充)	全国の事業者を対象に、一般枠(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 <売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合>	取引のある金融機関 各信用保証協会	【保証枠】 一般保証枠と併せて最大5.6億円	対象となる中小企業者は、本店等所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した上で、保証付き融資の申込みを行う。
7	P17 セーフティネット保証5号(信用保証協会による保証枠の拡充)	全業種の事業者を対象に、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 <売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合>			
8	P18 危機関連保証(信用保証協会による保証枠の拡充)	全国・全業種の事業者を対象に、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。			
9	P19 伴走支援型特別保証制度	一定の要件(売上減少▲15%以上等)を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を創設。	中小企業金融相談窓口	【保証限度額】 4,000万円	・保証期間：10年以内 ・据置期間：5年以内 ・金利：金融機関所定 ・保証料率：0.2%(国による補助前は原則0.85%) ・保証人：一定要件を満たせば不要 ・売上減少要件：▲15%以上 ・その他：セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること、経営行動計画書を作成すること、金融機関が継続的な伴走支援をすること
10	P22 新型コロナ特例リスケジュール(借入金の元金返済猶予)	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定を支援。	中小企業金融相談窓口		【新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？】 ①一括して既存債務の元金返済猶予要請の実施 ②資金繰り計画策定支援と金融機関調整 ③資金繰りの継続サポート
11	P25 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した小規模企業共済の契約者に対して、事業資金を貸し付ける制度。 ・利子は無利子	中小企業基盤整備機構	2,000万円 (ただし、契約者が納付した掛金の総額の7~9割の範囲内)	最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少。

12	P40 日本政策金融公庫等による 設備資金貸付利率特例制度	新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率から、当初2年間さらに▲0.5%金利を引き下げ。	日本公庫・沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル	各貸付制度に定める限度額 (中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等)	【貸付対象】 日本政策金融公庫等の各貸付制度(※1)に該当する場合で、5年間で2%以上の付加価値額(※2)の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者 (※1)災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本性劣後ローン等は除く (※2)営業利益、人件費及び減価償却費の合計額 【適用利率】 貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率▲0.5%
13	その他、各自治体による特別貸付や 利子・信用保証料の補助制度	以下のページに、新型コロナウイルスに関する各都道府県・市区町村の補助金・協力金・融資情報等を掲載。 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/index.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/index.html</a>	各自治体窓口	各自治体による	

【給付金・補助金・助成金・協力金等】

	経	項目	概要	問い合わせ先	金額	備考
支援金	1	P30 一時支援金	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給。	一時支援金事務局 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者等：上限30万円</li> <li>・中小法人等：上限60万円</li> </ul> ・給付額の計算方法 前年又は前々年の対象期間の合計売上 -2021年の対象月の売上×3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間：1月～3月</li> <li>・対象月：上記対象期間から任意に選択した月</li> </ul> <b>【給付対象】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けている。</li> <li>・2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、または3月の売上が50%以上減少している。</li> </ul>
補助金	2	P32 事業再構築補助金 (中小企業等事業再構築促進事業)	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。  ※詳細は下記ページを参照 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html</a>	事業再構築補助金事務局 コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業(通常枠)：100万円～6,000万円以下(補助率2/3)</li> <li>・中小企業(卒業枠)：6,000万円超～1億円以下(補助率2/3)</li> <li>・中堅企業(通常枠)：100万円～8,000万円以下(補助率1/2、4,000万円超は1/3)</li> <li>・中堅企業(グローバルV字回復枠)：8,000万円超～1億円以下(補助率1/2)</li> </ul> ※緊急事態宣言特別枠あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月26日(金)1次公募開始。</li> <li>・4月15日(木)～4月30日(金)申請受付。</li> </ul>
補助金	3	P39 IT導入補助金	ITツール導入による業務効率化等を支援	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局	<b>【補助額】</b> 30～450万円 <b>【補助率】</b> 通常枠1/2、低感染リスク型ビジネス枠2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請開始：4月7日(水)</li> <li>・1次締切：5月14日(金)17時</li> </ul>
助成金	4	P51 雇用調整助成金の特例措置	助成内容・対象の大幅な拡充	都道府県労働局 または ハローワーク	休業手当等に対する助成率等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合には、中小企業10/10、大企業3/4)</li> </ul> ※時短要請を受けた都道府県の大企業や、特に業況が厳しい大企業(売上等が最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少)は助成率を上記中小企業なみに引上げ ・日額上限額：15,000円	<b>[要件]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月1日～令和3年4月30日までの休業等に適用</li> <li>・売上高などの生産指標が前年同期と比較して5%以上減少</li> <li>・平均賃金の60%以上を休業手当として支払っている事業者等</li> </ul>
給付金	5	P52 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった者からの申請により、給付金を支給。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	休業前の1日あたり平均賃金額 × 80% × 休業実績 (日額上限額を11,000円とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者が対象</li> <li>・対象となる休業期間は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定</li> </ul>
助成金	6	P53 小学校等の臨時休業に伴う保護書の休暇取得支援	小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	休暇中に支払った賃金相当 × 10/10 (日額上限額を15,000円とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年10月1日～令和3年3月31日の間に取得した休暇が対象</li> <li>・年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)を取得させた事業主が対象</li> <li>・幼稚園・保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合も対象</li> </ul>
補助金・協力金	7	その他、各自治体による補助金や協力金の支給	以下のページに、新型コロナウイルスに関する各都道府県・市区町村の補助金・助成金・融資情報を掲載。 <a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/index.html">https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/index.html</a>	各自治体窓口	各自治体による	

【税金・社会保険料の支払い】

	経	項目	対応	従来	備考
税金	1	P69 個人の申告と納付期限 (所得税、消費税、贈与税)	感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、柔軟に確定申告書を受け付け。	・所得税、贈与税：R2.3/16 ・消費税：R2.3/31	
	2	P69 法人税等や消費税の申告と納付期限	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請することにより期限の個別延長が認められる。	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 (延長申請を行っている場合は3ヶ月以内)	やむを得ない理由については、法人の従業員等が感染したようなケースだけではなく、以下の者がいることにより通常の業務体制が維持できないことや取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により期限までに申告が困難なケースなども該当。 【やむを得ない理由(例)】 ・体調不良により外出を控えている ・平日の在宅勤務を要請している自治体に在住 ・感染拡大により外出を控えている
	3	P70 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例 (R2.2/1～R3.2/1までに納期限が到来する国税、地方税について適用)	2020年2月以降、事業収入が減少(前年同月比概ね▲20%以上)し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予。		
	4	P73 欠損金の繰戻し還付	資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができるが、今般、対象を資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。		
保険料	5	P76 厚生年金保険料等の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった事業主については、1年間、納付を猶予する。 (令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象)		この特例の適用を受けた場合、 ・担保の提供は不要 ・延滞金もかからない